

別記第 1

入札者心得書

(競争入札の参加者の資格)

第 1 条 競争入札には、成年被後見人又は被保佐人並びに破産者で復権を得ない者は参加することができない。

2 次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、その事実があった後 2 年間競争入札に参加することができない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者もまた同様とする。ただし、特別な理由があると認められる場合は、この限りでない。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をなしたる者
- (2) 競争入札又はせり売りにおいてその公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当り職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約の履行をしなかった者
- (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(建設工事に係る一般競争入札の参加者の資格)

第 2 条 建設工事に係る一般競争入札及び落札制限付一般競争入札に参加する者は、前条第 1 項及び第 2 項に該当しないもので、かつ、次の各号に該当するものでなければならない。

- (1) 引続き 1 年以上工事請負業に従事していること。
- (2) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (3) 工事 1 件の請負代金の額が 450 万円以上の建築一式工事(木造住宅工事に係るものにあつては、延べ面積が 150 平方メートル以上のものに限る。)及び 150 万円以上の建築一式工事以外の工事については、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項の規定による許可を受けていること。

2 入札者は、入札期日までに前項各号の参加資格について関係官公署又はこれに準ずる者の証明する書類を契約者に提出しなければならない。

(入札保証金)

第 3 条 入札者は、入札書提出前に入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納めなければならない。ただし、入札保証金の納付を免除された場合はこの限りでない。

2 前項の入札保証金の納付は国債又は地方債のほか、次の各号に掲げる有価証券等を担保として提供することによってこれに代えることができる。

- (1) 政府の保証のある債券
- (2) 金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手
- (3) 削除
- (4) その他市長が确实と認めた担保

3 前項の担保の価値は、次の各号に掲げる担保について当該各号に掲げるところによる。

- (1) 国債及び地方債 政府に納むべき保証金その他の担保に充用する国債の価格に関する件(明治 41 年勅令第 287 号)の規定及びその例による金額
- (2) 政府の保証のある債券、金融債及び公社債額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金

額と異なるときは、発行価額)の8割に相当する金額

(3) 金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手 小切手の券面金額

(4) その他市長が確実と認めた担保 別に定める額

4 入札保証金は、開札が終わった後に還付する。ただし、落札者に対しては契約締結後に還付する。

5 落札者は、入札保証金を契約保証金の一部に充当することができる。

6 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は市に帰属する。

(入札保証金の免除申請)

第3条の2 入札参加者は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金納付の免除を申請することができる。

(1) 入札参加者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 過去2箇年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする、若しくはそれ以上の契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者

2 前項の申請をしようとするときは入札保証金免除申請書(様式第1号)に入札保証保険契約の締結を証する書面又は当該関係官公署の契約履行証明書を添付しなければならない。

(入札等)

第4条 入札に加わる者は、仕様書、図面、契約書案、現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。

この場合において、仕様書、図面、契約書案、現場等について疑点があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は、封かんのうえ、入札者の氏名を表記し、公告又は通知書に示した時刻までに、入札箱に入れなければならない。

3 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

4 入札者が代理人により入札する場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。

5 入札者又はその代理人は同一の入札において、他の入札者の代理人となることができない。

6 市長が必要と認めたときは、電送及び郵送による入札を行うことができる。

(入札の辞退)

第4条の2 一般競争入札に参加する者及び指名業者(指名競争入札の参加者に指名した旨の通知を受けた者をいう。次項において同じ。)は、当該入札の執行が完了するまでは、いつでも当該入札を辞退することができる。

2 指名業者が入札を辞退しようとするときは、当該入札を辞退する旨を明記した書類を契約担当者等に提出しなければならない。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札の無効)

第5条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札の参加資格のない者がした入札

(2) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札

(3) 公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした連合その他不正の行為によって行われたと認められる入札

(4) 入札の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱若しくは識別しがたい入札又は金額を訂正した入札

(5) 入札保証金の納付を要する場合において、入札保証金を納付しない者又は入札保証金額の納付額が不足であるものした入札

(6) その他入札条件に違反した入札

(同価入札の取扱い)

第 6 条 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約保証金)

第 7 条 落札者は、契約を締結するときまでに契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付を免除されたときは、この限りでない。

2 前項の契約保証金の納付は、国債又は地方債のほか、次に掲げる有価証券等を担保として提供させることによってこれに代えることができる。

(1) 第 3 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる有価証券

(2) 銀行若しくは市長が确实と認めた金融機関の保証又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証

(3) その他市長が确实と認めた担保

3 前項第 2 号の担保の価値は、その保証する金額とする。

4 第 3 条第 3 項の規定は、契約保証金についてこれを準用する。

(契約保証金の免除申請)

第 7 条の 2 落札者は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には契約保証金納付の免除を申請することができる。

(1) 落札者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 第 3 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に該当するとき。

(3) 落札者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

2 前項の申請をしようとするときは、契約保証金免除申請書(様式第 1 号)に履行保証保険契約の締結を証する書面又は当該関係官公署の契約履行証明書を添付しなければならない。

(契約書の取りかわし)

第 8 条 落札者は、落札決定の日から 10 日以内に契約書を取りかわさなければならない。

2 落札者が前項の期限までに契約書を取りかわさないときは確定しないものとする。

(保証人)

第 9 条 落札者は、契約を締結するときは、建設工事若しくは 1 件 150 万円を超えない製造の請負又は物品の買入れを除き、自己と同等以上の資格及び能力を有する保証人を立てなければならない。

(契約書の提出部数)

第 10 条 落札者は、契約書 2 通(保証人を置く場合は、3 通)を契約担当者に提出しなければならない。